

# 令和3年第2回教育委員会議事録

令和3年1月27日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年1月27日（水）午後2時00分～午後2時59分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音  
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子  
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 学校整備担当部長 中 村 一 郎  
中央図書館館長  
生涯学習担当部長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 都 筑 公 嗣  
中央図書館次長  
学 務 課 長 村 野 貴 弘 特別支援教育課長  
就学前教育支援センター  
所 長 正 富 富 士 夫  
学校整備課長  
学校支援課長 河 合 義 人 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己  
済美教育センター  
所 長 佐 藤 正 明 済美教育センター  
統括指導主事 宮 脇 隆  
済美教育センター  
教育相談担当課長 佐 藤 永 樹  
事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第3号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第12号)
- 議案第5号 令和3年度杉並区一般会計予算
- 議案第6号 杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則

### (報告事項)

- (1) 区立小学校におけるいじめによる損害賠償請求事件の対応について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第3号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	11
議案第4号	令和2年度杉並区一般会計補正予算(第12号)	13
議案第5号	令和3年度杉並区一般会計予算	16
議案第6号	杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則	4

### 報告事項

- (1) 区立小学校におけるいじめによる損害賠償請求事件の対応について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

**教育長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。では、本日の会議について事務局よりご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の議事日程でございますが、議案4件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第3号、4号、5号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長から意見聴取案件として意思形成過程上の案件となっております。したがって議案第3号、4号、5号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7号の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんのでそのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

**庶務課長** それでは、日程第4、議案第6号「杉並区教育委員会申請等における押印の特例に関する規則」を上程いたします。私のほうからご説明をさせていただきます。

申請等の押印の見直しに当たりまして、区長の事務部局においては政省令や東京都規則等の改正により申請書等の様式から押印の規定が削られていることから、政省令等に準じて区の規則等で定めている様式について、当分の間、当該規則の規定にかかわらず押印の省略を可能とする特例規則を制定したところでございます。教育委員会におきましても同様に申請等における押印の特例を定める必要があるため、規則を制定するものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご説明をいたします。議案を1枚おめくりください。

申請、届出及びその他の通知のうち、当該申請等に関する他の規則の

規定により押印をすることとしているものについて、教育委員会が必要がないと認めるときは、当分の間、当該規則の規定にかかわらず押印を省略することができるとしてございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

**教育長** 世の中のデジタル化と、今回のコロナ禍で押印の必要性とかいろいろなことが国全体でも議論され、いい傾向だと思います。これまでも何でここに押すのかなとか疑問に思っていた人はたくさんいたはずであって、それが少し働き方改革も含めて整理されていくのかと思います。ちなみに、これ教育委員会なのですけれども、学校というのはどうなるのでしょうか。

**庶務課長** これは学校においても基本的には同じで、学校において規則で定めているものについても、この規則に沿って省略することになります。ただ、実際そういう規則が制定されているか否かについて、整理していかなければいけませんけれども、今、教育長が言われたように、このコロナ禍における国の大きな動きに沿って対応していくことになろうかと思えます。

**教育長** 学校は規則で連絡帳に押印しなければいけないと、多分決まっているわけではないのですよね。ということは、これは校長の判断でそういったところを省略したり違う形に変えたりということが可能だということですよ。ありがとうございます。

**庶務課長** それでは教育長、議案の採決をよろしくお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは続きまして、報告事項の聴取を行います。先ほど会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から報告事項1番については事務局よりご説明いただき、報告事項2番、3

番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは報告事項1番につきましては事務局より説明を受け、報告事項2番、3番の説明については、配布資料をもって代えることといたします。事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** それでは報告事項1番「区立小学校におけるいじめによる損害賠償請求事件の対応について」、済美教育センター統括指導主事からご説明を申し上げます。

**統括指導主事(宮脇)** 私からは、「区立小学校におけるいじめによる損害賠償請求事件の対応について」をご報告いたします。資料をご覧ください。

平成29年11月15日付けで訴えが提起されました区立小学校におけるいじめによる損害賠償請求事件につきまして、地方自治法第180条第1項に基づく区長の専決処分により和解することとなりましたので、ご報告するものでございます。本件は区立小学校に在籍していた児童及びその保護者から当時小学校の児童4名からいじめ行為が継続的に行われ、小学校の教職員等がいじめ行為を防止する義務を怠った結果、多大なる精神的苦痛を受けた等として、区及び児童4名の保護者に対し、訴えが提起されたものでございます。訴えが提起されてから3年余りがたったところでございますが、この間、区としては裁判所に和解の意向を伝え、裁判所の進行の下、協議を続けてきたところ、このたび原告から杉並区及び他の被告と個別に和解したい旨の意向が示されたことから、和解することといたしました。和解の内容としましては、区が原告らに対し解決金として140万円を支払うこと、訴訟の経緯等を正当な理由なく口外しないことなど、記載のとおりでございます。

専決処分日は、本日、令和3年1月27日でございます。

最後に今後の対応でございますが、専決処分を行った旨を第1回区議会定例会に報告するほか、和解成立後1カ月以内に解決金を支払うこととなっております。なお、解決金につきましては、区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険から、その全額が補填されることとなっております。

以上で説明を終わります。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

**對馬委員** この間の対応ありがとうございました。それから、これにおいて精神的な苦痛を感じられた方々に申し訳なかったと思っております。ここまでいかなくてもこのような人が集まるところであれば、何らかのいさかいであったり、そういったことが発生してしまうのは致し方ない部分はあるかと思うのですが、それに対して例えばこれ以降、今後も含めてですけれども、例えば人権教育的なことも含めて、児童生徒に対して、特にこういうところを重点的にやってきたとか、それに効果があったとか、あるいは、これからこういうところをまた評価していきたいとか、そういう部分がありましたら教えていただけますか。

**統括指導主事（宮脇）** これまで取り組んできたこととしましては、この事案が発生したことで、区としても「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」ですとか、マニュアルの改定を行って、各学校で軽微なものも含めていじめの対応を丁寧に行っていくということをやってまいりました。また、教員1人が抱え込んで対応するのではなくて、組織的な対応が図れるようにということで、「いじめ問題対策委員会」をその都度開いて対応していくということも行っていました。この中で、令和元年のいじめの件数というのは若干減ったのですけれども、そこについては各学校が、多様性ということを踏まえて、いじめの数が減っている学校の取組ということで見たところ、やはり様々な人権に対する取組ですとか、これまでもオリパラの取組、また特別支援学級ですとかそういったところとの交流などを行いながら、多様性を子どもたちに理解させるということをやっていく中で、少しいじめに対する抑制といえますか、子どもたちにそういった力がついてきているのではないかとこのところも見えてまいりました。

**對馬委員** ありがとうございます。「すぎなみ小・中学生未来サミット」ですかね。今年度は残念ながらできませんでしたが、子どもたちと話したり、子どもたちの発表を聞いたりして、すごく自分事に捉えていじめをなくしていこうとか、楽しく通える学校を作るにはどうしたらいいかということをしごく一生懸命に取り組んでいるのが見えていて、非常に心強く思っておりましたので、今後ともぜひよろしくお願ひいたします。

**折井委員** この間のご対応どうもありがとうございます。對馬委員からもありましたように、人間関係があれば必ずその中でいじめであると認識されるかは別にして、いさかい事だとか意見の相違による対立だとかそういうものは生じてしまうのだと思うのですが、今のこのコロナ禍において今まで培ってきた教育が止まっているわけではないと思うのですがけれども、本当に日々の生活でいっぱいいっぱいであったり、もしくは常に消毒だとか何かに気をつけなければいけないと、ストレスを外的にどうしても与えられてしまうような、そういう環境がかなり長い間続いていることによって、恐らく児童のほうも、もしかすると先生方のほうもストレスというのでしょうか、そういったものがどんどんたまっていってしまっている状況の中で、思春期の子どもたちはなかなか発散できないだとか、そういった気持ちの折り合いのつけ方が難しい中でいろいろなことが起きてしまう。あとはコロナというその病原菌がいけない、ウイルスがいけないのであって、かかってしまう人を責めるというのも到底間違っていることではあるのですが、どうしてもその恐怖心からコロナにかかった人、もしくは濃厚接触者になった人に対する態度が強くなる。そういったことがあるのではないかと心配をしてしまうのですが、その点はいかがでしょうか。

**統括指導主事（宮脇）** やはり、そういったストレスというのは、通常とは違う状況ですので、一定程度あると思います。ですが、本区においては、感染症対策を徹底しながら、その中で学校の教育活動を止めないでできるところを工夫しながら行っています。全ての行事等を中止するというのではなく、できるところを工夫しながら、また子どもたちの意見も取り入れながらやっていく中で、困難な状況下での取組に、子どもたち自身が何かしらの達成感のようなものも味わっているのではないかと感じています。また、感染症に対する偏見、差別についてですが、区のガイドラインの中でも示していますけれども、感染者、濃厚接触者等に対するいじめ、偏見、差別が生じないように引き続き、指導してまいります。

**伊井委員** 今年はコロナのことがありましたので、なかなか学校に伺って子どもたちの様子や現状を拝見する機会がなかなかないのですがけれども、コロナが拡大する前には、子どもたちが話し合うような場をたくさん持っていて、それでお互いを認めるとか、多様性を受け入れるような

関わりや発言というのが、私もいろいろな授業の中でとか、学校公開の場でも拝見する場面が幾つもありました。このことがあって、関係者の方々のその後はどうなのかなということが気がかりではありますが、こういう形で一応和解をみた。その後、杉並区ではどうなのか、ということをお伺いしたいです。やはり子どもたちにとっては、何かがあってもその後どういうふうに周りからフォローを受けたり、自分も成長したりとか、その後だったり未来であったりがすごく大事だと思うので、そんなところに今後ご配慮いただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**統括指導主事（宮脇）** この事案が起こった後に、区としても「いじめ問題対策委員会」を立ち上げて、定期的開催しております。また、本当にささいな、軽微なものも含めて、丁寧に対応していくということをこれまでも行ってまいりましたので、今後も引き続きそういった取組を行い、また、校内の中で、しっかりとそのいじめに対する意識を高めていくよう、定期的な研修ということも行っていますので、それを確実に実施しているかということ、これからもチェックしていきたいと思っております。

**伊井委員** ありがとうございます。これまでも本当にいろいろ手間がかかったり、時間がかかったりということもあると思いますが、今後丁寧に見守っていただけたらありがたいです。よろしく願いいたします。

**久保田委員** この間のご対応ありがとうございました。このことがあってから年数が大分たっておりますが、何よりも当該の子どもたちが、その後進学、あるいはそれぞれ学校生活等どのように送っているのかというのは気がかりなところではありますが、それぞれがよりよい形で学校生活を送っていくことが何よりも大事なことかなと思っております、支障のない範囲で教えていただければと思います。

**統括指導主事（宮脇）** この関係している子どもたちについては、中学校へ進んだということですが、済美教育センターに相談があったということは特段聞いておりません。また、小学校時代のこのことを引きずっているとか、トラブルが起こっているということは聞いておりませんので、それぞれの進学先で頑張っているのだと思っております。

**教育長** 新聞にも書いてありましたけれども、滋賀県の大津で中学生がい

じめを苦に自殺をする事件があり、それを契機に国で法律ができました。その法律の中にいじめの定義というのが書いてあって、平たく言えばいじめられたほうがいじめと言えはいじめであると認定するという、そういう定義があって、そこからいろいろな日本全国の学校が、いわゆるいじめの件数が増えてきたという経緯があると思います。しかしながら学校を見たときに、やっぱり学校にいじめが発生してしまったことが、言葉悪く言えば隠さなければいけない、あるいは表沙汰にしたくないとか、そういう意思が働いてしまうと、この正しい数が見えなくなって、報告を怠ったりとか、隠蔽したりということが起きてしまう可能性がゼロではないと思うのです。残念ながら日本全国いろいろな報道を見ているとそういうことがきっかけになって、大ごとになってしまったりというケースがあるのです。

では、本区の状況を見てみると、実はいじめの件数は非常に多く報告が挙がっている。これは裏を返せば、教員たちがそういうアンテナをしっかりと掲げて、そこに引っかかってきた情報をしっかりと挙げて早期対応していると私は思っているのですけれども、その辺り済美教育センターからどのように学校に働きかけをし、そういった事実、事案を挙げさせているのか、もしあれば教えてください。

**統括指導主事（宮脇）** 昨年度の結果では、いじめの認知件数は減ってはいるものの、いじめの解消件数というところで見ると、9割の達成をしております。そういったところでは、学校が、事案が起こったことだけではなくて、解消までしっかりと見つめて対応しているという状況がありますので、そこは本当にこれからも大事にしてもらいながら、隠すということではなく、人と人が生活していれば、そういったいざこざというのは出てきます。そこを本当にそのままではなく、相手の意見をしっかりと聞いた上で丁寧に対応していくということをこれからもやっていけるように、今やっていることを大事にしながら続けられるようにということで、学校を支援していきたいと思っております。

**教育長** その丁寧にやってもらうことは大事なことで、解消とあったではないですか。解消というのは、例えば校長が解消と決めれば解消なのですかね。何か決まりがあるのですか。

**統括指導主事（宮脇）** 解消は、いじめが止まった状態で少なくとも3カ月というその期間そういったことが起こらないということになれば解

消と捉えて当たっております。

**教育長** ということはそういう定義があって、勝手に校長や担任が解消と決めるのではなくて、そういった行為が3カ月ないとなるといわゆる解消と。それでも心配してその後も見ていくのでしょうか、そういう決まりがあるということですね。分かりました。

**庶務課長** それではほかにご意見よろしいでしょうか。それでは、報告事項1番についての質疑をこれで終わりたいと思います。

報告事項2番、3番の説明につきましては配布させていただいた資料をもって代えさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたように、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がありましたらお願いします。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会については、区議会本会議開催中のため日程を変更させていただき、2月8日月曜日午後1時から開催の予定としてございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**教育長** それでは傍聴の方、ご協力をどうぞよろしく願いいたします。  
(傍聴者 退出)

**教育長** それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第3号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私のほうからご説明させていただきます。

特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、令和2年10月23日に「職員の給与に関する報告及び勧告」を、同年12月3日に「職員の給与等に関する報告」を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の特別給の年間支給月数が、民間の特別給を0.05月分上回っていることから、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とするものでございました。

一方で、月例給につきましては、職員と民間従業員の給与の較差はわずかで、おおむね均衡しており、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わないことが適当であると報告され

ました。

区では、こうした状況を踏まえまして、令和2年12月15日に区長、副区長、教育長の給料等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、本年1月5日に答申がなされたところでございます。

その答申の内容でございますが、特別区人事委員会の勧告等の内容及び区の財政状況を総合的に考え合わせた結果、職員と同様に、区長等の給料月額等の改定は行わず、期末手当の支給月数を0.05月引き下げることが妥当である、とするものでございました。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することといたしました。

このことに伴いまして、区長等の給与を改定する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

なお、関連する4件の条例につきましては、条建てで改正することとしており、第3条は「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与に関する条例の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定等の概要」をご覧くださいと思います。

記載のとおり、教育長の期末手当の支給月数を0.05月引き下げるものでございます。

最後に、施行期日等でございますが、公布の日から施行することとし、令和3年3月に支給する期末手当の支給月数は、「0.20月分」とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第3号につきましては、原案のとおり

り可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第2、議案第4号「令和2年度杉並区一般会計補正予算(第12号)」を上程いたします。

引き続き私のほうからご説明をさせていただきます。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、「事務事業名」の欄に記載の12事業について「補正額」の欄に記載の金額を減額補正するものでございます。

いずれも、本年度の事業執行により実績として生じた予算の残額を補正するものでございまして、総額で5億3,177万4,000円の減額となっております。

それでは、今年度の事業実績による減額補正について表の上から順にご説明をまいります。

まず、表の1番目「小学校空調設備整備」と4番目の「中学校空調設備整備」について、併せてご説明いたします。

こちらについては、特別教室空調設備整備の工事発注の際に、設計を精査して生じた差額や、体育館空調設備に関して、東京都の補助金を受給することに伴う賃貸借契約の変更により、小学校において2,000万円、中学校においては8,600万円をそれぞれ減額するものでございます。

また、中学校分につきましては、特定財源のうち、「国・都支出金」については、東京都からの補助金がございますが、工事金額の減額に伴いまして、1,428万円を減額し、差し引き一般財源につきましても、7,172万円の減となっております。

次に、表の2番目「杉並第二小学校の改築」でございますが、埋蔵文化財調査委託と仮設校舎賃貸借の実績に応じた減額でございます。

まず、埋蔵文化財調査につきましては、試掘の結果、調査面積に変更が生じたことで、8,690万円を減額するものでございます。

また、仮設校舎賃貸借につきましては、昨年 of 緊急事態宣言の発出等により、埋蔵文化財調査の調査期間が変更となり、賃貸借期間を変更したことから576万円を減額とするものでございます。

このため、合計で9,266万円の減額となっております。

次に、表の3番目「中学校の施設整備」でございますが、受変電設備等の改修に当たり、工事発注の際に設計を精査し、生じた差額を主な理

由として補正するもので、3,163万円を減額するものでございます。

次に、表の5番目「地域運営学校等推進」でございます。昨年の緊急事態宣言を受け、学校運営協議会を中止・延期したことに伴い、委員報酬の実績が減少したことから、700万円を減額するものでございます。

次に、表の6番目の「学校の支援」でございます。同じく緊急事態宣言を受け、学校支援本部の活動を中止・縮小したことに伴い、学校支援本部コーディネーター等の人件費の実績が減少したこと、また、部活動の中止により部活動活性化事業の事業委託の実績が減少したことから、1,725万円を減額するものでございます。

次に、表の7番目「学校人事・給与事務」でございます。「通学案内及び交通指導業務委託」におきまして、学校の臨時休業等で、実際の業務時間が短くなったことから、2,315万4,000円を減額するものでございます。

また、「小学校常駐警戒業務委託」におきまして、入札により委託費が減少したため、739万8,000円を減額するものでございます。

このため、合計で3,055万2,000円を減額するものでございます。

次に、表の8番目「情報教育の推進」でございます。区立小学校タブレットPCの26校への追加及び2校の更新、そして教員用タブレットPCの更新、これら3つのリースを一括契約すること、また、1万9,000台の児童・生徒用タブレットPCの購入等を競争入札した結果、合計で4,150万円の落差金が生じたため、当該額を減額するものでございます。

次に、表を1枚おめくりいただきまして、2ページ目の1番目「就学前教育支援センター維持管理」でございます。施設の電気、ガス、水道の使用量の実績に応じ、501万7,000円を減額いたします。

次に、表の2番目「小学校の運営管理」でございますが、学校の臨時休業や夏季水泳指導の中止等に伴い、電気・ガス・水道いずれも使用量が減ったため、7,000万円を減額するものでございます。

また、天沼小学校の増築・改修設計のうち、改修設計を自主設計としたため、700万円を減額するものでございます。合計で7,700万円を減額するものでございます。

次に、表の3番目「中学校の運営管理」でございますが、小学校と同様の理由により、電気・ガス・水道の使用量が減ったため、5,000万円を減額するものでございます。

次に、表の4番目「中学校の移動教室」でございます。新型コロナウイルスが都内で感染拡大していること、また、現地の医療体制が不十分であることから、中学校2学年の移動教室を中止したため、7,316万5,000円を減額するものでございます。

続きまして3ページ目をお開きください。教育費の総額を記載してございます。

今回の補正により5億3,177万4,000円を減じまして、補正後の教育費の総額は、206億3,947万8,000円でございます。

なお、特定財源のうち、「国・都支出金」につきましては、1,428万円を減額し、補正後の総額は19億7,291万1,000円となっております。

これらによって、差し引き一般財源につきましては、5億1,749万4,000円を減額し、補正後の総額は127億8,873万7,000円となっております。

歳入歳出補正につきましては、以上でございます。

続いて1枚おめくりいただきまして、4ページ目をご覧ください。

こちらは、令和2年度で執行に至らなかったものを令和3年度に繰り越す繰越明許の一覧でございます。

まず、表の一番目に記載の「小学校の運営管理」について説明をいたします。

こちらは阿佐ヶ谷駅北東地区への工事車両用通路の整備に伴う杉並第一小学校給食室の増築工事に当たって、前払い金相当額を令和2年度予算で見込んでいたところ、契約相手方から辞退の申し出があったため、そのための経費2,927万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、「中瀬中学校の改築」についてでございます。

現在改築のための基本設計を進めているところでございますが、改築検討懇談会につきまして、今年度4月から1年間、検討期間で予定していましたが、学校の臨時休業や緊急事態宣言の発出などから、7月から開始をいたしました。丁寧な検討を行うためには、1年程度の検討期間を確保することが必要であることから、懇談会を来年度の6月頃まで実施することに伴い、基本設計業務及び地盤調査委託業務についての経費5,433万8,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございま

したらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたしたいと思えます。

**教育長** それでは採決を行います。議案第4号につきまして原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第4号につきまして原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして日程第3、議案第5号「令和3年度杉並区一般会計予算」を上程いたします。引き続きご説明させていただきます。

議案を2枚おめくりください。当初予算概要の1ページから5ページまで、予算編成に関する基本方針を記載してございます。

次に、6ページをご覧ください。こちらは一般会計全体の財政計画となっております。

次に、7ページでございます。こちらは教育費における歳入予算でございます。教育費の総額は37億6,030万7,000円でございます。前年度と比べますと、25億円余、率にして41%の減となっております。

この主な要素といたしましては、富士見丘小学校の移転用地購入が完了したことにより、特別区債の発行が38億5,000万円余の減額となった一方、富士見丘小学校の改築、杉並第二小学校の改築、社会教育センターの改修に関する特別区債の発行が、それぞれ7億9,000万円余、6億3,000万円余、6億4,000万円余の増額となったものでございます。

次に、8ページをご覧ください。一般会計の歳出予算の款別の集計でございます。区全体としては1,990億2,000万円でございます。前年度と比較して52億円余、率にして2.7%の増額予算となっております。

このうち、第7款の教育費の総額は、167億262万1,000円で、前年度比32億7,000万円余、率にして16.4%の減額となっております。

なお、このページの中ほどの表には、教育費の経費別の内訳を記載してございます。

そのうち、既定事業につきましては、前年度比で4.0%、金額にして4億6,000万円余の増額となっております。

この増額となった主な要素でございますが、児童・生徒1人1台専用タブレットパソコンの配備が完了し、約2万8,000台の機器を運用する

ための経費として、5億9,000万円余の増額となったものでございます。

一方で、減額となった主な要素でございますが、修学旅行費の保護者負担軽減に係る経費6,000万円余、それから社会教育センターの改修による維持管理経費3,000万円余、生涯学習振興室が閉館したことによる維持運営経費1,000万円余などの減額となっております。

続きまして、新規・臨時事業につきましては、前年度比で12.2%、金額にして490万円余の減額となっておりますが、この主な要素は、旧杉並第四小学校の維持管理のための経費の減額でございます。

次に、投資事業につきましては、前年度比45.8%、金額にして37億3,000万円余の減額となっております。

減額の主な要素としましては、富士見丘小学校の移転用地購入が終了したことなどにより、30億7,000万円余の減額、中央図書館の改修が終了したことにより、10億6,000万円余の減額などがございます。

一方で、増額となった主な要素といたしましては、杉並第二小学校の改築経費として、7億7,000万円余、社会教育センターの改修経費として、9億5,000万円余の増額などがございます。

次に、このページの一番下には、参考としまして、8款職員費のうち、教育に関するものを掲載してございます。

次に、9ページは、新たに設定をする債務負担行為について、表に記載の期間において記載の限度額を設定するものでございます。

おめくりいただきまして、10ページ、地方債についてでございます。

富士見丘小学校の改築及び杉並第二小学校の改築、また、社会教育センターの改修について、記載の額を限度として地方債を発行するものでございます。

次に11ページと12ページ、こちらは教育費の事業別一覧になってございます。事業を前年度対比で掲載しております。

このうち、「星印」がついているものは、新たに計上する新規事業となっておりますが、12ページの70番「社会教育事業の運営」については、四角の黒がついておりますけれども、63番から66番まで、この各事業を廃止し、これをまとめたものというところで、内容的に新たなものではございません。

一方で、「◆印」がついているものにつきましては、廃止事業でございます。11ページの31番「就学前教育支援センター運営管理」につき

ましては、33番の「就学前教育支援センター維持管理」に事業をまとめたことによる廃止ということでございます。

それから一番下の42番と、おめくりいただいて12ページの54番「小中一貫校の施設整備（高円寺地区）」については、高円寺学園の環境整備工事を含めて、改築工事が全て終了したことに伴い廃止するものでございます。

それから12ページの一番上になりますが、43番の「杉並第一小学校長寿命化対策」、それから76番の「永福図書館の移転改築」、77番「中央図書館の改修」については、それぞれ事業が終了したことに伴う廃止となっております。

次に、13ページ以降は、教育費の主な事業でございますが、13ページには新規・臨時事業を、めくっていただいて14ページから16ページには投資事業を、それから17ページから21ページについては、主な既定事業を記載してございます。

令和3年度の主な事業につきましては、お手元の参考資料により説明をさせていただきます。右上のところに「令和3年度予算参考資料」と記載のあるものをご覧いただければと思います。

こちらのほうから説明をさせていただきます。

1ページ目は、令和3年度に取り組む主な内容について総括的に記載したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

2ページ目をご覧ください。まず教育ビジョンの策定に向けた取組ということで記載をさせていただきます。

現在の教育ビジョンにつきましては、令和3年度が最終年次となることから、令和4年度からおおむね10年間を見据えた新たな「杉並の目指す教育」を実現させるための指針として、令和2年度に実施した子どもたちを含めた幅広い世代に対するアンケートや、すぎなみ教育シンポジウム2020における意見等を踏まえまして、区民等の意見提出手続を経て「新教育ビジョン」を策定してまいります。

さらに、「新教育ビジョン」の目標の実現に向けた取組を計画的に推進するため、新たな総合計画等との整合を図った上で、区民等の意見提出手続を経て「新教育ビジョン推進計画」を策定してまいります。

次に、3ページ目の就学前教育の充実についてでございます。

主な取組の1番目でございますけれども「就学前教育支援センター」

におきましては、併設する成田西子供園と連携・協働した実践的研究を行い、その成果を区内全ての就学前教育施設に広げるなど、就学前教育のさらなる質の向上を図ってまいります。

また、4番目に記載のとおり、心理専門職と教育専門職による子供園への巡回指導に加え、新たに区内就学前教育施設の保育者を対象とした、幼児期における特別支援教育の個別相談を開始し、区内就学前教育施設全体の就学に向けた教育的支援の体制強化を図ってまいります。

次におめくりいただいて4ページ目をご覧ください。学校経営の支援についてでございます。

教員の働き方改革の一環として、令和2年度から全校設置をいたしました教員の授業準備などをサポートする「スクール・サポート・スタッフ」や、大規模校など特定の課題を有する学校の副校長をサポートする「副校長校務支援員」を引き続き配置してまいります。

また、2番目に記載のとおり、部活動支援の充実として、教員に代わって技術指導や大会引率が可能な「部活動指導員」の試行配置を継続して実施してまいります。

次に、5ページ目、6ページ目をご覧ください。学校教育への支援についてとなります。

主な取組の1番目と2番目に記載のとおり、引き続き小中一貫教育を推進するとともに、新学習指導要領の全面実施を的確に対応してまいります。

また、3番目、4番目に記載のとおり、児童・生徒1人1台専用タブレットパソコンや、学習支援ソフトなどを効果的に活用し、様々な場面で情報収集や課題解決、意見の共有による情報活用能力を育成する学習を進めるほか、教員のICTを活用した指導力の向上を図るため、研修の充実を図ってまいります。

次に、7ページ目をご覧ください。いじめ・不登校対策の推進についてでございます。まず、いじめ対策についてですが、主な取組の1番目に記載のとおり、教育SATによる学校支援や電話によるいじめ相談の取組、また「いじめ問題対策委員会」の専門的知見に基づく助言などにより、いじめ問題の解決に向けた取組を進めてまいります。

また、近年増加傾向にある不登校児童・生徒の支援につきましては、主な取組の2番目に記載のとおり、教育相談員等と学校などが連携し、

個々の児童・生徒に応じたきめ細かな支援を行うとともに、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレットパソコン等を活用した、新たな教育支援の方法を検討するなど、個に応じた多様な学びにつなげてまいります。

次に、8 ページ目をご覧ください。主な取組の 1 番目に記載のとおり、済美養護学校については、今後もさらに児童・生徒数の増加が見込まれることから、近隣施設等を活用した教育環境整備について、引き続き検討を行ってまいります。

次に、9 ページ目、10 ページ目をご覧ください。小中学校の改築については、記載のとおり進めてまいります。また、10 ページ目に記載の体育館の空調設備の設置につきましては、令和 3 年度に、改築計画中の学校を除き、全校への設置が完了いたします。

次に、11 ページ目をご覧ください。地域と共にある学校づくりについてですが、主な取組の 1 番目に記載のとおり、令和 3 年度で、小中学校全校が地域運営学校となります。各学校運営協議会の活動のさらなる活性化を図るため、各会長や委員向けの研修会の内容等を見直し、より一層支援を充実させてまいります。

また、3 番目に記載のとおり、家庭・地域・学校が協力しながら子どもを育むまちづくりに自主的に取り組む「地域教育推進協議会」の新たな活動地区を 1 地区増やしてまいります。

次に、12 ページ目、13 ページ目になります。生涯を通じた学びあいを支える学習環境づくりについてでございます。

主な取組の 2 番目のとおり、設備等の老朽化が課題となっている社会教育センターは、令和 3 年度から大規模改修を行い、令和 5 年 5 月にリニューアルオープンを予定してございます。

また、主な取組の最後に記載のとおり、旧杉並第四小学校の跡地、ここに「次世代型科学教育の新たな拠点」等を整備いたします。令和 3 年度に実施設計、令和 4 年度に改修工事を行い、令和 5 年 10 月に開設を予定してございます。

次に、14 ページ目をご覧ください。図書館サービスの充実についてでございます。

主な取組の 1 番目に記載のとおり、老朽化の進んだ高円寺図書館につきましては、旧杉並第八小学校の跡地を活用して、移転改築する取組を進めてまいります。令和 3 年度は、旧校舎の解体工事を行います。

また、2番目に記載のとおり、昭和20年代以降の貴重な行政資料等のデジタルアーカイブ化について、引き続き、着実に実施してまいります。

それでは、議案にお戻りいただきまして、22ページをご覧ください。

上段は、施設整備等の工事費等への特定財源の充当状況の一覧となります。

下段は、次世代育成基金からの充当状況ということでございます。

次に、23ページは、次世代育成基金以外の基金を含めた令和2年度と3年度の状況を記載してございます。

最後に、24ページから25ページは、これまでに設定済みの債務負担行為について、この間の支出額等について記載をしてございます。

以上で、一般会計予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いをいたします。特にございませんか。

**教育長** 一覧を見ると、すごく減額されている感じがするのですが、先ほどの説明で、いわゆる今までやっていた大物がなくなったというご説明で、小さなものはいろいろあると思うのですけれども、そこは少し安心しました。

細かなことを1つ1つ聞くというのも何なので聞かないのですが、今回の予算でタブレットが1人1台配られるのはとても大きな話で、それによって大きく教育が変わる、変えていかなければいけないと言われている中で、先日ある学校に行ったら既に何百台というタブレットが届いていて、これからセッティングをするというお話を伺いました。実際に使い始めていくのは新年度になってからになるのではないかなと思ってはいますけれども、多分それに伴う教員の研修だとか、校長への意識啓発だとか、もらった機械がただの道具で使わないで置きっぱなしにならないように、いろいろなことをこれから済美教育センターのほうでやられていくと思うのですが、具体的に4月、校長、学校にどのように働きかけて、教員にどのような力をつけて、大体どのぐらいまでに、どのようなことをやりたいと、何か青写真みたいなものはあるのでしょうか。

**済美教育センター所長** 既に学校には幾つか入ってしまして、タブレットをどう活用していくかということにつきましては、今年度中、代表の校

長、副校長、また教員等でいろいろ意見や知恵を出し合って、今、検討しているところです。そういった意見をまとめた上で、例えばどんな研修が必要なのかとか、こういったアプリ、ソフトが必要なのかということこれから検証しながら、実際に来年度に向けて準備をしているところです。それに向けて済美教育センターでも様々な育成するための研修であったりだとか、あとは校長会等への研修、意識啓発というところも加えて、今、計画を立てているところですので、しっかりと推進していきたいと考えております。

**庶務課長** 今の ICT のところで言えば、これまでは 1 人 1 台の配備ではなかったのですが、配備率というのが 1 つの指標になってきたわけですが、これからは完全に 1 人 1 台になりますので、活用率とともに、その活用の内容をしっかりと見ていかなければいけないというところに切り替わってきたと認識しているところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案の採決をよろしくお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第 5 号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第 5 号につきまして原案のとおり可決いたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。